

Q

NPOって何ですか？

1



NPO（エヌ・ピー・オー）は、Non-Profit Organizationという英語の頭文字をとった言葉で、直訳すれば「非営利組織」となります。これは、株式会社などとは異なり、営利を目的としない団体ということです。

日本では、民間の非営利組織、その中でも特に「社会に対して興味や問題意識を持ち、社会のルールを尊重しつつ、個人の自由意思に基づいて発言し、自分にできる範囲で行動する意思を持つ人」が主体となって、世のためになる活動（社会貢献活動）を行っている組織を指してNPOと呼ぶことが多いようです。

NGO（エヌ・ジー・オー）は、Non-governmental Organizationという英語の頭文字をとった言葉で、直訳すれば「非政府組織」となります。NGOも非営利かつ非政府の団体であるという点では、NPOと実質的に同じですが、日本では、海外協力や国際交流などの活動をしている団体を指してNGOと呼ぶことが多いようです。

Q

NGOとは違うの？

2



Q

NPO法人とは？

3



正式名称は「特定非営利活動法人」といい、平成10年12月に施行された特定非営利活動促進法（略称：NPO法）に基づいて設立された法人のことです。

NPO法人が取り組む活動は、NPO法第2条に17分野の特定非営利活動（1ページ参照）が規定されていますが、多くの法人が地域のニーズをもとに法人の目的を達成するため、いくつかの分野にわたって活動しています。



Q

非営利の活動って どういうこと？

NPO 法における「非営利の活動」とは、一言で言えば「もうかった利益を団体の構成員に分配しない」ということです。

NPO 法人は、活動資金として会費や寄附金を集める以外に、活動に対する対価をもらっても差し支えありませんし、活動資金の足しにするために社会貢献活動とは別に収益事業を行っても構いません。


ただし、そうやって生じた利益は、法人の目的を達成するために「継続的な社会貢献活動の資金として活用する」とこととされており、そういう意味において、NPO 法人は「営利を目的としない団体」と解されています。

所轄庁の認証は、NPO 法の基準や手続きに適合しているかどうかを、原則として、書面審査だけで判断することになっており、活動の実態まで調査して審査する仕組みにはなっていません。法人格の有る無しと活動内容の良し悪しとは、直接関係しないのです。

その NPO 法人が立派であるかどうかは、法人格の有る無しではなく、どんな活動をしているかによって判断されるべきであり、その判断は、行政だけで行われるものではなく、まずは市民の方々によって判断され評価されるべきものです。なぜなら、NPO 法人は市民活動を行う団体であり、その活動の舞台は市民社会であり、それを育てていくのは市民自身だからです。

Q

所轄庁に 認証されている NPO法人の活動って、 保証付き？



Q

愛媛県内の特色は？

愛媛県が所轄庁として認証している NPO 法人は、ここ数年、年間 30 前後が増加する傾向にあり、平成 22 年 1 月 31 日現在で 295 法人となっています。(全国では、39,217 法人)

17 分野の活動分野別としては、保健福祉、まちづくり、社会教育、子どもの健全育成などの幅広い分野で活動が展開されていますが、近年は、人材育成支援や二つの若者への就労支援、地元産の農産物を活用したまちづくり、過疎地有償運送事業を通じた地域再生活動など、NPO 法人ならではの創意工夫を凝らした活動に取り組む NPO 法人が増加する傾向にあります。